農林水産省 FSMA メールマガジン

平成 27 年 11 月 13 日　第３号

【目次】

１．特集

２．研修会・セミナーの御案内

３．その他の情報

４．最近の米国情報

５．「お悩み投書箱」設置のお知らせ

１．特集

○105 条、301 条、307 条の細則公開について（FDA　英語 HP 紹介）

FDA から、新たな細則が近日公開される予定と発表されています。
105 条は農業生産工程管理（GAP : Good Agricultural Practice）、301 条は
FSVP（外国供給業者検証プログラム）、307 条は第三者認証・認定監査制度で
あり、いずれも対米輸出に取り組む事業者にとって重要な細則であると
認識します。
下記 FDA サイトに近日掲載される予定ですので、継続してご確認下さい。

（外部リンク）　http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15194&m=95417&v=7e8b480d

＊ JETRO では 105/301 条の和訳を準備し、HP で後日公開予定です（日時未定）

２．研修会・セミナーの御案内

■　HACCP 等の導入促進に関する研修会等（農林水産省食料産業局企画課）

FSMA への対応に当たって参考となる支援策の一つとして、HACCP の導入促進等
に関する研修等を行っています。
開催日時・会場、申込み方法等は下記のページをご覧下さい。

http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15195&m=95417&v=db00d803

参考）FSMA と HACCP の関係は、既発行の FSMA メルマガ第 2 号をご参照願います
「103 条 ヒト向け食品での危害の未然予防管理」
（HACCP の考え方を内包する食品安全計画の策定）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15196&m=95417&v=eeed6e50

■　FSMA 入門セミナー（ジェトロ）

○現在募集中のセミナー　　なし

○今後の予定（2015 年度）

佐賀（2016 年 2 月下旬～3 月予定、募集開始時期調整中、外部リンク）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15197&m=95417&v=4b66fe5e

３．その他の情報

■ジェトロのホームページのご紹介

○概要

・FSMA の詳細な情報については、下記のジェトロのホームページにてご覧いただくことができます。

ジェトロ「食品安全強化法（FSMA）に関する情報」（外部リンク）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15198&m=95417&v=a93d9141

○更新情報

ジェトロでは、下記のレポート（細則の日本語訳等）を作成しました。
ぜひご覧ください。

◎「ヒトが摂取する食品に関する予防的管理措置についての最終規則」（仮訳）（2015 年 10 月 14 日、外部リンク）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15199&m=95417&v=0cb6014f

◎「ヒトが摂取する食品に関する予防的管理措置についての最終規則」付属資料（仮訳）（2015 年 10 月 29 日、外部リンク）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15200&m=95417&v=8496a41e

◎「ヒトが摂取する食品に関する予防的管理措置についての最終規則」の主な論点解説（2015 年 10 月 19 日、外部リンク）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15201&m=95417&v=211d3410

４．最近の米国情報

このコーナーでは、各種のニュースや記事で掲載された米国 FSMA に関連する情報を抜粋・要約してご紹介します。
今号では、米国の各業界の反応、米国 FSMA 類似の規制として中国の食品安全法について等、記事を抜粋する形でご紹介します。
注：今号の記事の抽出の期間は、9 月 16 日～10 月 15 日としています。
このため、記事掲載時からの時間経過により、予定や状況が

変更になっている場合がありますので、ご留意ください。

■FDA の動き

・FDA の食品・薬品部長の Stephen Ostroff 氏は FSMA の完全履行のためには
現行の予算に加えて少なくとも 1 億 900 万 USD の予算が必要だと上院の公聴
会で述べた。
（2015 年 9 月 18 日 "FDA Week"）

・FDA の食品・動物向け薬品副部長の Michael R. Taylor 氏は、FSMA は、
FDA の査察に、より強固な法的根拠を与えるとコメントした。FSMA 規則に
伴い、今後 FDA が食品加工工場の内部査察を行う際には、工場の全般
状況を概観するだけでは事業者に対して完全な信頼を与えられなくなると
話している。
（2015 年 10 月 1 日 "CQ Weekly"）

・FDA は 10 月 6 日付で、官民パートナーシップに則り FSMA で求められる訓練プ
ログラム実施のため National Coordination Center（NCC）を設置すべく、
国際食品安全教育機関（the International Food Protection Training
Institute）に対し 3 年間 60 万 USD の補助金拠出を決定した。NCC は米国内
4 か所に設置され、食品安全に関し標準化された教育プログラムを提供する
ことになる。
（2015 年 10 月 9 日 "FDA Week"）

■米国事業者の反応

・米国の小売事業者の業界団体 Food Marketing Institute が実施した FSMA に
関するオンラインのセミナーにおいて、同会の副会長 Hilary Themsmar 氏は、
「小売事業者はまず自社の食品安全に関する計画を立てるべき、そのために
自社の食品安全システムにおける潜在リスクを洗い出すことから始める
べき」と述べた。
（2015 年 9 月 30 日 "NewsHope360.com"）

・SafetyChain Software 社は FSMA の内容と事業者に与えるインパクトに関する

オンラインセミナーを 8 月以降継続的に開催しているが、9 月 25 日に予定されているセミナーには、2,000 人以上が参加登録している。同日のセッションでは、ヒトおよび動物向けの食品に関して発表された FSMA 細則に関して、従来の規則との違いを説明し、同細則を受けて FDA が食品のサプライチェーンに対してかける制限等について情報発信する。
（2015 年 9 月 23 日 "Marketwired"）

■参考＞他国での動き　～中国の事例

・中国では 10 月 1 日に「食品安全法」が発効。所管は国家食品薬品監督管理総局になり、既存法律の 6 年ぶりの大幅改訂となる。リスクの未然防止を目指し、法律違反に対する罰則が強化、法律のカバー範囲はオンライン販売の食品にも及ぶことになる。中国国内では基本的に本法律は歓迎の風潮だが、一方で、2009 年に現行の食品安全法が発効して以降も中国の食品をめぐる事故・事件が絶えなかったため、今回の改訂を懐疑的に見る向きもある。
（2015 年 10 月 5 日　"FARS News Agency"）

５.「お悩み投書箱」設置のお知らせ

今回から、事業者の皆様の FSMA にかかるお悩みや疑問を募集し、多くの方からいただいた質問に関しては、FAQ として整理の上、FSMA メルマガ第 4 号以降で、回答を開始したいと考えております。
つきましては、FSMA の内容や運用に関してお悩みや疑問のある方は、下記フォーマットを用い、下記メール宛先までお寄せください。

質問用紙（「お悩み投書箱」）
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15202&m=95417&v=14f08243

メール宛先
nousui-fsma@maff.go.jp

紙面等の関係上、ご質問すべてに個別にはお答えできないこと、予めご了承

下さい。なお、メルマガにおいて質問及び回答を記載する際には、地域、業態、製品群等のみの概要に留め、詳細な個別企業に関する情報は公開いたしません。

発　行

［農林水産省 FSMA メールマガジン］
発行：農林水産省　食料産業局　輸出促進課
住所：〒100-8950　東京都千代田区霞が関１－２－１
代表：03-3502-8111（内線 4310）
直通：03-3501-4079
FAX　：03-6738-6475

このメールマガジンに関するご意見・ご要望又は転載を希望する場合は、当課までお問合せ下さい。

お知り合いに「農林水産省 FSMA メールマガジン」をぜひご紹介下さい。

当メールマガジン及びバックナンバーは、以下の輸出促進対策ホームページに掲載しております。
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15203&m=95417&v=b17b124d

当メールマガジンの配信登録、配信変更及び配信解除等は、以下のホームページから手続することができます。
http://mailmag.maff.go.jp/c?c=15204&m=95417&v=7f2beee5